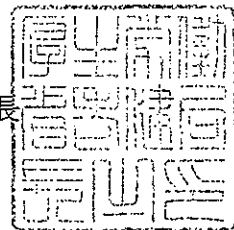


老発0329第11号

平成24年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第2条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(2) 当該措置の対象について（第2条第2項関係）

当該措置は、平成24年4月1日から同年9月30日までの間に第2条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間並びに第1条の規定を受けて平成24年3月31日に満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

〔府 令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する
内閣府令(内閣府一四)

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株
式会社商工組合中央金庫法施行規則
の一部を改正する命令

(内閣府・財務・経済産業二)
○労働金庫法施行規則の一部を改正す
る命令(内閣府・厚生労働五)

○漁業協同組合等の信用事業等に関す
る命令及び農林中央金庫法施行規則
の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産五)

〔省 令〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし
書の規定に基づき教職員の給与及び
報酬等に要する経費の国庫負担額の
最高限度を定める政令施行規則の一
部を改正する省令(文部科学一〇)
○国民健康保険の事務費負担金等の交
付額等の算定に関する省令の一部を
改正する省令(厚生労働四六)

二

六

五

四

三

○不動産登記の嘱託職員を指定する省
令の一部を改正する省令(同四七)

○東日本大震災に対処するための要介
護認定有効期間及び要支援認定有効
期間の特例に関する省令の一部を改
正する省令(同四八)

○児童福祉法施行規則及び里親が行う
養育に関する最低基準の一部を改正
する省令(同四九)

○独立行政法人水資源機構の業務運営
に関する省令の一部を改正する省令
(厚生労働・農林水産・経済産業・
国土交通一)

○農業協同組合法施行規則の一部を改
正する省令(農林水産二〇)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改
正する省令(同二一)

〔告 示〕

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の
事業に関する規則等の一部を改正す
る省令(経済産業二二)

○銀行法施行規則第十九条の二第一項
第六号等の規定に基づき、報酬等に
関する事項であつて、銀行等の業務
の運営又は財産の状況に重要な影響
を与えるものとして金融庁長官が別
に定めるものを定める件
(金融庁二一)

三

四

三

三

二

○協同組合による金融事業に関する法
律施行規則第六十九条第一項第六号
等の規定に基づき、報酬等に関する
事項であつて、信用協同組合等の業
務の運営又は財産の状況に重要な影
響を与えるものとして金融庁長官が
別に定めるものを定める件(同二三)

○金融商品取引業等に関する内閣府令
第二百八条の二十六第五号に規定す
る報酬等に関する事項であつて、最
終指定親会社及びその子法人等の業
務の運営又は財産の状況に重要な影
響を与えるものとして金融庁長官が
定めるものを定める件(同二四)

○協同組合による金融事業に関する法
律施行規則第七十二条第一項の規定
に基づき、協同組合による金融事業
に関する法律施行規則第六十九条第
一項第五号二等の規定に基づき、自
己資本の充実の状況等について金融
庁長官が別に定める事項の一部を改
正する件(同二五)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株
式会社商工組合中央金庫法施行規則
第八十三条第一項第六号等の規定に
基づき、報酬等に関する事項であつ
て、株式会社商工組合中央金庫等の
業務の運営又は財産の状況に重要な
影響を与えるものとして経済産業大
臣、財務大臣及び金融庁長官が別に
定めるものを定める件
(金融庁・財務・経済産業二)

○労働金庫法施行規則第一百四十一条
第六号等の規定に基づき、報酬等
に関する事項であつて、労働金庫等
の業務の運営又は財産の状況に重要
な影響を与えるものとして金融庁長
官及び厚生労働大臣が別に定めるも
のを定める件(金融庁・厚生労働四)

○労働金庫法施行規則第一百七十一条
の規定に基づき、労働金庫法施行
規則第一百四十一条第五号二等の
規定に基づき、自己資本の充実の状
況等について金融庁長官及び厚生勞
働大臣が別に定める事項の一部を改
正する件(同五)

三

三

三

○政治資金規正法の規定による資金管
理団体の届出事項の異動の届出があ
つたので公表する件(同二〇九)

三

三

四

三

○厚生労働省令第四十八号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十四年三月二十九日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。
 本則を第一条とし、同条に見出しとして「平成二十四年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例」を付し、同条の次に次の一条を加える。
 （平成二十四年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）
 第二条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>
<p>東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）以下「特例省令」といいます。第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）以下「特例省令」といいます。第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間</p>
<p>第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>
<p>特別省令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第一条第一項（第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。））の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>
<p>第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>

特別省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間

同項第二号の期間

特別省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間

2 前項の規定は、平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間並びに前条の規定の適用を受けて平成二十四年三月三十一日に満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。

<p>第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>特別省令第一条第一項（第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。））の項下欄に規定する期間</p>
<p>特別省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第一条第一項（第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。））の項下欄に規定する期間</p>
<p>第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>特別省令第一条第一項（第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。））の項下欄に規定する期間</p>
<p>特別省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第一条第一項（第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。））の項下欄に規定する期間</p>
<p>第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間</p>